

## 米国の農業政策とWTO上の問題点

第二次トランプ政権下では、関税・輸出政策についてWTOと緊張関係にあり、両者の関係値を注視する必要がある。

### WTO協定の概要

---

#### ■ 関税および貿易に関する一般協定：GATT

- ブロック経済を防止し貿易の自由化をめざすため、1947年に23カ国（米国を含む）の調印により作成された多国間協定。
- 加盟国の増加に伴いルールも拡充され、暫時的なGATT体制からより強固な基盤を持つ国際機関の必要性が高まったことから、1995年に世界貿易機構（WTO）が発足した。GATT体制とWTOの大きな違いの一つは紛争解決制度の有無である。
- 1994年に改訂されたGATTは、WTO発足後も不可分の一部として協定の一部に組み込まれている。
- WTO協定の基本原則の一つである「最恵国待遇原則（Most-Favoured-Nation Treatment）」はGATT時代から引き継がれている。

#### ■ 最恵国待遇原則：MFN（第1条）

- いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他の全てのWTO加盟国に対して与えなければならないというWTOの基本原則。

#### ■ 最恵国待遇原則の例外的措置

- 最恵国待遇の原則は、以下の例外的措置が認められる。
  - 地域貿易協定（関税同盟やFTA）
  - 授権条項（先進国が途上国に対して実施する関税引き下げなどの優遇的措置）
  - アンチダンピング（AD）・相殺関税（Subsidies and Countervailing Measures : SCM）
  - 安全保障例外（GATT第21条）

#### ■ 紛争解決機関：DSB

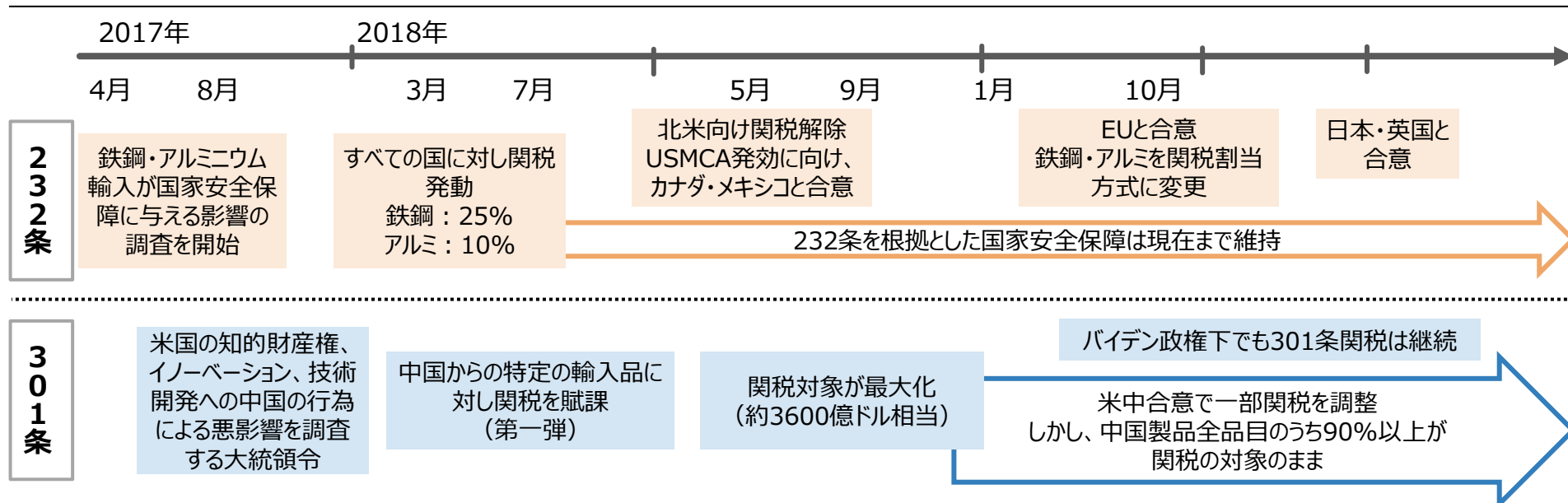
- 貿易の国際紛争が発生すると、原則、二国間協議による解決が求められる。
- しかし、一定期間の間に協議によって解決が出来なかった場合、WTOに紛争解決を要請することができる。まずパネルが設置され、パネルの判断に不服がある場合にはさらに上級委員会への申し立てが可能となる。
- 協議を経たのち、パネル（小委員会）・上級委員会による2段階のプロセスがある。

## 米国の農業政策とWTO上の問題点

**トランプ政権は関税措置は1962年通商拡大法232条を根拠とし、2018年に鉄鋼には25%、アルミには10%の関税を各国に対し一律に導入。**

- 報復措置として複数の国が米国の農産物に対して関税を課すことで対抗。中国は米国農産物に対して最大25%の関税を課した他、メキシコやカナダも報復関税を米国農産物に対して追加した。
- また、米国は中国に対し1974年通商法301条に基づく調査を開始。301条は米通商代表部（USTR）が不公正な貿易慣行があると判断した場合、相手国に対し関税引き上げ等の報復措置を課せると定めているため、この対応は米中貿易摩擦のきっかけの一つとなった。
- 米国の232条は「かつての冷戦期の国家安全保障確保の必要性」から大統領に貿易制限に関する権限を与えることを意図したもので、GATT1994 21条（安全保障例外）を根拠とし、戦時その他の国際関係の緊急時に該当するとして正当化した一方、WTOが定める手続きを踏んでいないと指摘される。301条についても、本来WTOは一方向的な貿易制裁措置を禁じている。

### 232条と301条を根拠とした米国の動き（時系列）

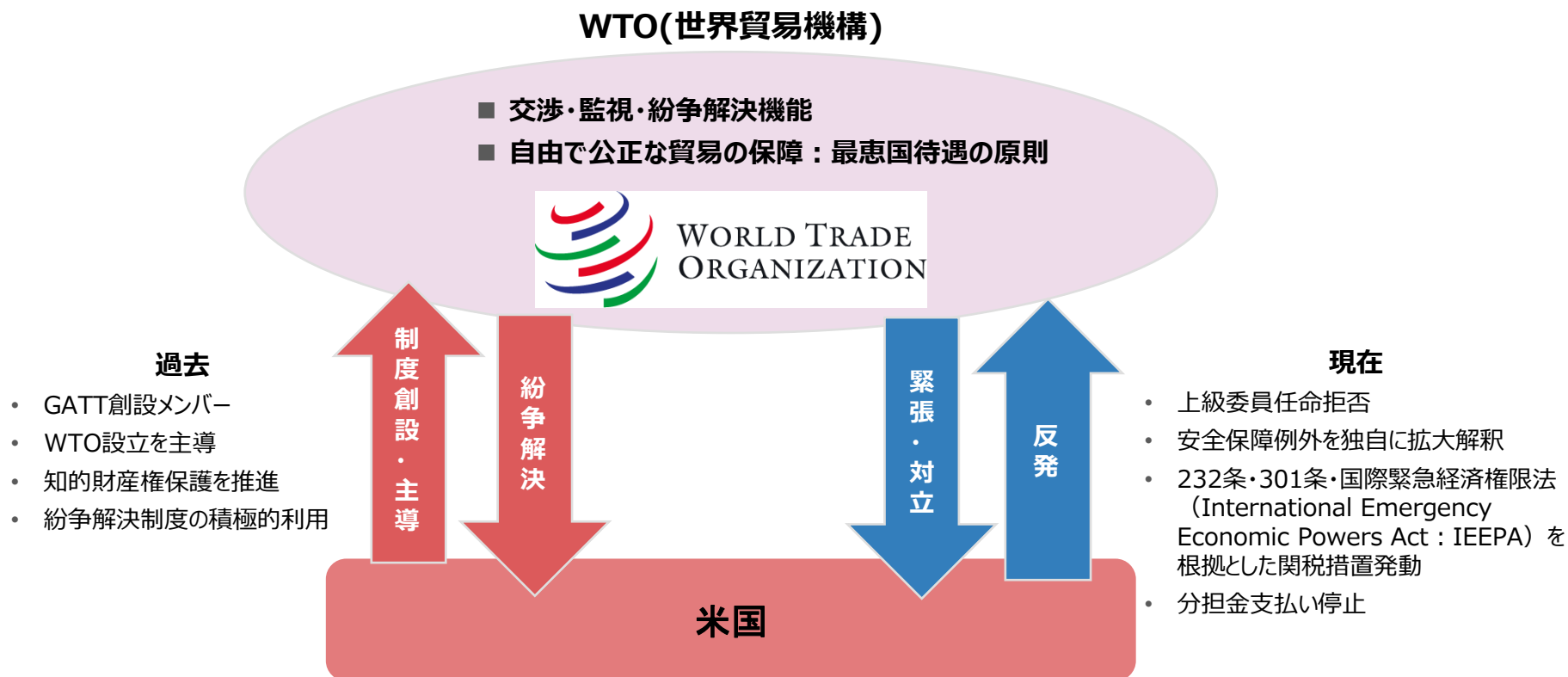


## 米国の農業政策とWTO上の問題点

米国はWTOが中国の非市場経済がもたらす課題に対処できていないとして、2024年と2025年のWTOへの拠出金を保留（なお、現地メディアでは、トランプ政権が直近で滞納分を支払ったとの報道がなされる）。

- WTOの上級委員会は、通商紛争の解決の役割があるものの、2019年から機能停止している。
- 背景として、アメリカは以前からWTOの紛争解決制度に不満を抱いており、2024年度は、WTOの活動予算（約2億5,700万ドル）の11%に上る多大な分担金を拠出している立場から、上級委員会委員選定を阻止していることが一因である。

### WTOと米国の関係図



(出所) [WTO Annual Report / Budget and Finance](#)

## 対WTOに関する最新の動向

### ① 米国によるWTO拠出金の一時停止

- トランプ大統領が2月に発令した大統領令に基づき、国務省は、米国のすべての国際機関への参加について「米国の利益に反するかどうかを判断」するため、見直しを開始した。この見直しの一環として、米国の2024・2025年のWTOへの拠出金は一時停止されている（なお、現地メディアでは、トランプ政権が直近で滞納分を支払ったとの報道がなされている）。
- それに対して、30以上の主要農業団体はWTOは米国農業経済にとって「極めて重要」であり、トランプ政権は引き続き資金提供を行うべきだと、主張している。また、「特に、他国の国境措置、補助金、そして科学的根拠に基づかない貿易障壁の撤廃に向けたWTOでの活動は、米国の生産者が効果的に競争し、農村部の経済機会を向上させるために不可欠である」とも述べられた（「World Trade Online」、2025年6月24日）。

### ② 中国がWTOにおける「特別のかつ異なる待遇（S&D）」の放棄を発表（2025年9月23日）

- 9月23日、中国の李強首相が国連総会のサイドイベントにおいて、中国がWTOにおける「特別のかつ異なる待遇（pecial and Differential treatment: S & D）」を今後放棄する旨を発表した。
- 米国は、総会において、この文書を「精査している」と述べたものの、中国が今回の決定に留保条件付きで臨んでいることに懸念を表明し、中国がこれほど遅い時期にこの措置を取ったことを批判した（「World Trade Online」、2025年10月18日）。
- 中国のS&D放棄は、「途上国」としての資格放棄ではないものの、WTO諸協定の遵守義務を自ら強化する段階に入るため、先進国入りを対外的に示す意図もあり、WTOでの発言力はこれまでより高まることになると予想される。

### ③ 米国によるWTOの最恵国待遇原則に対する批判

- 米国は、12月15日にWTO一般理事会において提出された文書の中で、「差別的な貿易慣行を防止し、貿易相手国間の平等な待遇を促進することを目的とする最恵国待遇原則は、貿易相手国間の収斂が深まる時代のために設計された・・・そして、その時代は過ぎ去った」と述べた。
- 米国は他のWTO加盟国に対し、最恵国待遇原則から脱却し、より一方的でケースバイケースの関税アプローチを採用すべき時が来たとの考えを示した（「World Trade Online」、2025年12月18日）。
- 一方で、最恵国待遇の原則を変更することは現実的ではなく、FTAに基づいた米国に有利な貿易構造の構築を目指していると捉えることが可能である。

## ディーゼル系バイオ燃料（Biomass-Based Diesel（BBD））混合量引き上げ

EPAは、2025年6月にディーゼル系バイオ燃料の混合量（義務的使用量）を過去最高水準に引き上げることを提案。

### ■ 再生可能燃料基準：RFS

- RFSは、米国環境保護庁（EPA）が毎年もしくは特定期間ごとに、バイオディーゼル（Biodiesel）と再生ディーゼル（Renewable Diesel）の混合義務量（RVO）を設定する制度である。
- 2007年エネルギー独立・安全保障法（EISA）は、2022年以降のディーゼル系バイオ燃料の法定数量を定めていないため、EPAが独自の権限で目標量を決めることになっている。
- その際、EPAはコストや大気質、気候変動、エネルギー安全保障、インフラ、商品価格、水質、供給状況など、さまざまな要素を総合的に考慮して決定する必要がある。

### ■ EPAは2025年6月に2026～2027年の基準量案を公表。

- 混合義務量を過去最高水準に引き上げることを提案。また、外国産燃料に係るRINの扱い（輸入燃料・外国原料由来のRIN減算）やeRIN除外などの制度改正も併せて提案されている。

### 2023～2025年における混合義務量

#### 2023年発表の確定値

数量目標(10億 RIN)※確定値

	2023	2024	2025
Cellulosic biofuel	0.84	1.09	1.38
<b>Biomass-Based Diesel（ガロン）</b>	<b>2.82</b>	<b>3.04</b>	<b>3.35</b>
Advanced biofuel	5.94	6.54	7.33
Renewable fuel	20.94	21.54	22.33
Supplemental standard	0.25	n/a	n/a

#### 2025年発表の提案値

数量目標(10億 RIN)※提案値

	2025	2026	2027
Cellulosic biofuel	1.19	1.30	1.36
<b>Biomass-based diesel</b>	<b>n/a</b>	<b>7.12</b>	<b>7.50</b>
Advanced biofuel	n/a	9.02	9.46
Renewable fuel	n/a	24.02	24.46

(出所) EPA, [Final Renewable Fuels Standards Rule for 2023, 2024, and 2025 | US EPA](#)

EPA, [Proposed Renewable Fuel Standards for 2026 and 2027 | US EPA](#)

JETRO, [米環境保護庁、2026～2027年の再生可能燃料混合基準案を公表、米国以外で生産のクレジットを50%削減\(米国\) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](#)

## ディーゼル系バイオ燃料（Biomass-Based Diesel（BBD））混合量引き上げ

**エネルギー安全保障と米国農家の保護を念頭に、EPAは国内のバイオ燃料関連産業の振興に注力。**

### ■ 2025年前半の米国におけるバイオディーゼルと再生可能ディーゼルの輸入量

- 前年同期比で大幅に減少。
- 主な要因は、輸入バイオ燃料への税額控除（BTC）が廃止され、国内生産のみが新たな税制優遇の対象となったことと、米国内での消費量自体が減少したことである。

### ■ 2025年前半のバイオディーゼル輸入量

- 2025年前半の輸入量は、日量2,000バレル、再生可能ディーゼルは日量5,000バレルと過去最低水準まで低下。
- 今後も税制変更の影響で輸入量は低水準が続く見通しであり、2025年・2026年の純輸入量は2012年以来の最低水準になると予測されている。

### ■ 米国のエネルギー安全保障の確保に向けた取組を推進

- EPAは2026-2027年の提案基準は「外国石油への依存を日量約15万バレル分低減させ、米国のエネルギー安全保障を強化する」と説明。
- 「米国の農業とバイオ燃料産業を支える」とも明言していることから、エネルギー安全保障と米国農家の保護が目的であると考えられる。

## USDAの予算削減

トランプ政権は政府効率省（DOGE）の設置を行う等、連邦政府全体で労働力を見直す方針を掲げている。USDAもトランプ政権の意向に従って、予算の削減・人員の削減を行っていると考えられる。

### 2025年にUSDAで起こった予算削減をめぐる主な動き

- **退職奨励策（Deferred Resignation Program : DPR）**
  - 5,000人超が政策に応じ退職
- **ワシントンDC本省スタッフの地方移転（relocation）**
  - 首都圏の職員を全米5か所の地域拠点へ段階的に移転し、職員数や管理部門を削減する再編を開始。重要な業務は維持しつつ、無駄な支出や重複を排除し、農業現場へのサービス向上を目指す。
- **研究・統計部門（ARS・ERS・NIFA・NASS）の人員削減**
  - 全米の森林研究所の大半を閉鎖し、首都圏から地方都市へ職員を大規模に移転する再編を行っている。
- **「浪費削減（wasteful spending cut）」を理由に組織最適化を実施**
  - 2025年2月、ロリンズ農務長官は労働力を最適化し無駄な支出を削減するために、バイデン政権下で締結された多様性・公平性・包摂性（DEI）関連などの契約78件（総額1億3200万ドル超）を解除したと発表。
- **世帯の食料不安に関する報告書（Household Food Security Report）作成廃止、SNAPの見直し**
  - 報告書作成のために行われる調査の方式が実際の食料負担に関する現状を反映できていない不正確な数字と指摘し、報告書作成自体を中止すると発表。
  - また、SNAPは低所得世帯の適切な食品購入を支援する制度であるが、予算が膨大であるため、削減のために支援対象となる品目数を減らす動きがある。
- **USDAにおける試用期間中職員の大量解雇に対する違法判決**
  - 2025年3月に北部カリフォルニア連邦地方裁判所による判決で、職員は給与支給状態に戻され、復職手続きが進められた。
  - また、全米一時的差止命令（TRO）により、USDAおよび他の連邦機関は人員削減や再編計画の実施、追加の解雇通知などを一時的に禁止とした。